

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪の発生を未然に防ぐために防犯カメラを設置する町内会（本市において町内会として設立されている一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）又は地区自治協議会（以下「町内会等」という。）に対し、予算の定める範囲内において、佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金を交付し、支援することにより、地域の防犯力の向上を図り、もって市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、犯罪の発生を未然に防ぐため、公道その他不特定多数の者が往来する公共の場（市が設置する施設を除く。）を常時撮影するために設置された映像撮影機器であって、映像の記録機能を有するものをいい、個人住宅、駐車場その他の私有財産の管理目的及び特定個人の監視目的に設置されるものを除く。

(補助金の交付)

第3条 市は、防犯カメラを設置する町内会等に対し、佐世保市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めにより補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内会等が本市の区域内で実施する防犯カメラの設置に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次のとおりとする。ただし、補助の対象とすることができる防犯カメラの台数は、一の町内会等につき一台を限度とし、係る経費についても同様とする。

- (1) 防犯カメラ、専用柱その他防犯カメラと一体となって機能する機器（以下「防犯カメラ等」という。）の購入に要する経費
- (2) 防犯カメラの設置を明示する表示板等（以下「表示板等」という。）に要する経費
- (3) 防犯カメラ等又は表示板等の設置に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、その額が150,000円を超える場合は、150,000円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、市長に事前協議を申し入れなければならない。なお、申し入れに際しては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 見積書の写し
 - (2) 防犯カメラの仕様がわかる書類
 - (3) 防犯カメラの配置図、設置図面及び現況写真
- (交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、前条の書類に加え、規則第3条に基づく補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類の添付にあつては、前条の規定により提出された書類に変更があつた場合に限る。

- (1) 見積書の写し
- (2) 防犯カメラの仕様がわかる書類
- (3) 防犯カメラの配置図、設置図面及び現況写真
- (4) 防犯カメラの運用規程
- (5) 防犯カメラを設置しようとする場所の管理者等の設置承諾書又は占用許可等が得られていることがわかる書類
- (6) 防犯カメラを設置することについて、町内会等における合意が形成されていることを示す書類
- (7) 防犯カメラの撮影区域内全ての住民等の同意が形成されていることを示す書類

2 補助金の交付を受けることができる回数は、一の町内会等につき一回までとする。ただし、補助金の交付を受けた年度から起算して6年を経過した場合は、その限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付額を決定し、規則第4条に基づき補助金の交付決定を行い、規則第6条に基づき補助金の交付の決定を町内会等に通知するものとする。

2 前項の規定により、交付決定を受けた町内会等は、当該交付決定通知書に記載された交付の条件の順守履行を誓約しなければならない。

(事業の変更)

第10条 町内会等は事業の実施に関する内容に変更をしようとするときは、規則第9条第2項第1号の規定により、市長に報告しなければならない。

(実績報告等)

第11条 第9条の規定による交付決定の通知を受けた町内会等は、補助対象事業の完了後速やかに、規則第11条に基づく補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書等の写し
- (2) 設置した防犯カメラ等の現況写真

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当であると認めるときは、規則第12条に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、町内会等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第13条 前条の規定により通知を受けた町内会等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条に基づき、請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第18条に規定する市長の承認を受けようとする町内会等は佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消等)

第15条 市長は、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた町内会等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき
- (2) 補助金を受けることが不相当と認められる事実があったとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第14条関係）

佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書

年 月 日

（あて先）佐世保市長

所在地
団体名
代表者名

年度に交付された佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金により取得（又は効用が増加）した財産を、補助金の交付の目的に反して〔使用・譲渡・交換・貸し付け・担保〕したいので、佐世保市補助金等交付規則第18条及び佐世保市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 取得財産等の名称
- 2 取得財産等の概要
- 3 取得等に要した事業費及び補助金額
- 4 目的外処分の内容
- 5 目的外処分の理由
- 6 添付書類